○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年五月九日農林水産省告示第七百二十四号（二に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・牧之原市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成八年四月二十三日農林水産省告示第五百五十号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市現川町一二七二の五、一二七三、一二八七、二二五一の四、二二五一の五、二二五一の八、平間町二九八五、三一五八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字小見一一七、一一八、一三八の一から一三八の三まで、一七六の二、一九〇、字ハタ五五の一から五五の三まで、二二四の二の一四から二二四の二の一八まで、二二四の二の三八、字法市四九七の一、四九七の五、四九八、西庄字池上八七の一、八八、九二、字加茂山一三八、一六九、加茂七〇四三の一一三、七〇四三の一一四、七〇四三の一一五の一から七〇四三の一一五の三まで、七〇四三の一一六、七〇四三の一一七、七〇四三の五九九から七〇四三の六〇一まで、七〇四三の六〇九、七〇四三の六一〇、毛田三三二三から三三二七まで、三四二六、三四二七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小見一一七、一一八、一三八の一から一三八の三まで、一七六の二、一九〇、字ハタ五五の一から五五の三まで、二二四の二の一四から二二四の二の一八まで、字法市四九七の一、四九七の五、四九八、字池上八七の一・八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二、字加茂山一三八（次の図に示す部分に限る。）、一六九、加茂七〇四三の五九九から七〇四三の六〇一まで・七〇四三の六〇九・七〇四三の六一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、毛田三三二三から三三二六まで、三四二六、三四二七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字川原柴一五六、一五七、字下大滝一二九の一の一、一三〇、一三二、一三三、字平帽子七〇二の一、字横倉八一、字西俣名二三七七、二三八九、二三九〇、二五二三、二五二六から二五二八まで、二五二九の一、字東赤谷名一四九八、一五一一、字東俣名一四〇七、一四〇八、一五九九の一、一五九九の二、一六一四、一七六一、一七六二、一八四六、一八四七、一八五〇、一八五一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川原柴一五六、一五七、字下大滝一二九の一の一、一三〇、一三二、一三三、字平帽子七〇二の一、字横倉八一、字西俣名二三七七、二三八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三九〇、二五二三、二五二六から二五二八まで、二五二九の一、字東赤谷名一四九八、一五一一、字東俣名一四〇七・一四〇八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九九の二、一六一四、一七六一・一七六二・一八五〇・一八五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正